

第三十一回 参議院商工委員会會議録 第二十三号

昭和三十四年三月二十六日(木曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動
本日委員森田豊壽君及び小澤久太郎君辞任につき、その補欠として西岡ハル君及び上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
理事
上原 正吉君
島 清君
大竹平八郎君

委員
上林 忠次君
木島 虎藏君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
高橋 衛君
西岡 ハル君
堀本 宜實君
阿部 竹松君
海野 三朗君
栗山 良夫君

國務大臣
通商産業大臣 高橋達之助君
政府委員
科学技術 石井 桂君
政務次官 原田 久君
科学技術庁長官官房長 佐々木義武君
原子力局長 齋藤 正年君
通商産業大臣官房長

事務局長 小出 榮一君
重工業局長
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員
通商産業省通商振興部長 日高準之介君
説明員

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○輸出品デザイン法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(島清君) それでは、これより商工委員会を開会いたします。委員の変更について、御報告いたします。本日、小澤久太郎君及び森田豊壽君が辞任をされ、上林忠次君及び西岡ハル君が選任されました。

○理事(島清君) まず、参考人の出席要求についてお諮りいたします。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について参考意見を聴取するため、参考人の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(島清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお、参考人の人選及び出席を求めるとき等につきましては、委員長に御一任願います。

○理事(島清君) 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、昨日に引き続き質疑を行います。○阿部竹松君 昨日、長時間にわたってお尋ねいたしましたので、大体、内容が理解できたつもりでございますが、なお二、三点についてお尋ねしたいと思ひます。劈頭、きのう実は、地震によって災害が起きた場合どうかという御質問に対し、佐々木局長からは、それは阿部先生のお話は、古い原案のお話であつて、今回の国会に出しておる法案については、地震の場合も当然含むというように考えるわけですが、たまたま家へ帰つて、当時切り抜いておきました朝日新聞の昭和三十四年二月十二日、この記事によりまして、「また、論議呼ばう」原子炉規制法改正案災害補償めぐつて」ということで、それぞれの記事が出ております。しかし、これには信憑性ないということになると、これは別問題ですが、しかし、これが若干でも、あなたの方の発表によつて、ニュースがわれわれの目についたということになる、あなたの御答弁と違つて、どういふ感じがいたしますので、もう一度、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木義武君) 二つ問題

がございまして、一つはただいまこの法案にうたつております暫定的な意味の保険プール、従ひまして、それに基きました保険約款といったようなものは、地震をどういふふうに扱つていくかという点が第一でございます。第二点は、将来、と申ししても、おそらく次の国会にならうと期待しておりますけれども、それまでに現在の保険法等に基かない特殊な原子力保険法というふうなものを体系づけまして、これを法案の形式で御提出したいというのが第二番目の問題でございます。

そこで、ただいま阿部先生からお話のございましたのは、前者の問題かと思ひますが、ただいま作つております保険プールは、この前にも御説明申し上げましたように、現在の保険法に基きまして作つたものでございますから、従来の普通の損害保険の場合と、ほぼ同様の慣習等にのっとりまして作成したものでありますから、

〔理事島清君退席、理事大竹平八郎君着席〕
これには、原案としては、地震は保険の責任範囲から除いてございまして、しかし、それは原案でありまして、政府といたしましては、できるだけこの同じ地震でも、いろいろ強弱の関係がございまして、その範囲を、ある程度限定したいということで、これは法律問題ではありませんが、約款につきまして、保険業界側と折衝中でございます。

第二段の、大きい発電炉等を導入を

を想いたしました。この際における保険はどうかと申しますと、こういう場合には、当然地震の問題も、まあかりに英国から導入いたしますといたしますと、向うでも、耐震構造というものに対しては、十分自信を持ち、こちらでも、それを研究もし、検討した上で導入するのでございまして、保険を全部地震関係で除くということは、はなはだ行政処分いたしましたも、納得しかねますので、そういう際には、先ほど申しました、この次に作成いたします本格的な意味の保険法、特別保険法と申しますか、こういうものに考へたいというつもりでございます。

ただ、その際でも、たとえてみますと、今のコルター・ホルの導入は、関東震災のたしか二倍か三倍ぐらいの強度のものでも、十分であるという、試験の結果、そういう構造になつてございまして、しかも、それ以上の場合には、やはり保険会社としては引き受けるかという問題までになつて参りますと、特別法を作る際に、非常に疑問になる問題かと存じます。そういう、範囲の問題等がございまして申しますか、この次に作ります特殊な申しますか、本格的な意味の保険、あるいは補償法等におきましては、そういう点は、十分免責の範囲等も厳格にいたしまして作つて参りたいというふうな考えで参ります。

○阿部竹松君 このコルター・ホルは、関東震災の三倍の強度にも耐え得

問題を掘り下げて研究いたしますという
と、何しろ新しい産業であり、新しい
事業であるから、問題の起るころ、
波及するところは、非常に大きいわけ
でございます。その点は、抜本的に
検討するのは、今検討中でございます
が、差し当っての問題といたしまし
て、今回の保険の賠償の措置を御審議
願いたいと思っておるわけでございま
すから、まずこれで、一つの法律を
通過さしていただきまして、この次ま
では、抜本的の検討を加えてから、
法律を完成いたしたいと存じます。

○理事(大竹平八郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(大竹平八郎君) 速記起して。
ほかに御質疑はございませんか。
ないようでございますから、質疑
を終局し、これより討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにし
てお述べを願います。
ちよっと速記をとめて。

○理事(大竹平八郎君) 速記起して。
別に御発言もなければ、直ちに採決
を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○理事(大竹平八郎君) 全会一致と認
めます。よって本案は、全会一致を
もって、可決すべきものと決定いたし
ました。
なお、議長に提出する報告書の作成
につきましては、委員長に御一任を願
います。

○理事(大竹平八郎君) 次に、輸出品
デザイン法案を議題といたし、昨日に
引き続いて質疑を行います。

○島清君 昨日も、私質問をしかけ
て、時間の関係で中絶したのでござ
います。きのうに続きまして、若
干の疑義をただしておきたいと思
います。
政府側から配付になりましたなげ
輸出品デザイン法は必要であるかとい
う資料を拝見いたしますと、現
在の輸出入取引法で意匠協定を行な
っている貨物として繊維、陶磁器、ライ
ター等の例があげられているようござ
いいますが、その他には、一体どう
いったような貨物があるかということ
と、またその運営は、仕向け地別に
なっているのかどうか、その実
施の状況と、その効果について、これ
は、今でなくとも、あとで資料でお出
し下さってもけっこうでございます
が、今御答弁いただけるならば、今で
も、もしあとで資料を提出していただ
いても、どちらでもよろしいわけござ
いいますが、この点をお尋ねしておき
たいと思います。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

うので、繊維、陶磁器等は、まあうま
くいっているようですが、しかしそれ
以外にも、多くの雑貨品があるわけ
ですが、なぜそういう貨物においては協
定が行えないのか、その理由がわかっ
ているならば、これもあわせて説明を
いたしたい。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

○説明員(日高準之介君) まず初めに、
現在意匠協定を結んでおります品物で
ございしますが、昨日御説明申し上げま
したパンフレットにございしますが、織
維関係、これが綿織物、化繊、數物、
織維製品、この四品目につきまして、
結んでおります。それから次に陶磁
器、さらに雑貨の関係ではロザリ、
喫煙具、石油ランプ、細足コップ、そ
れから照明用の装飾ガラス、以上のも
のにつきまして、意匠協定を結んで
やっております。

そういう取り計らいでいいです。

○理事(大竹平八郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(大竹平八郎君) 速記をつけ。

○国務大臣(高橋達之助君) 本日、本案を審議していただく上からして、政府委員として通商局長が出席する予定でございますが、昨晩来、通商局長が発熱いたしましたので、けさほどその届出があつて、お願いしたようなわけでございますが、つきましては、この運用について、説明は日高振興部長が十分御説明いたします。かたがた、官房長も、こちらも参つておりますから、私全責任をもつて答弁させていただきますと思ひますから、よろしくお取り計らい願ひます。

○島清君 たいだいま阿部委員から御発言もございましたので、頂門の一針だと思ひます。なるべくなら、大臣の方から御答弁をいたして、それから、まあこまかい点で、大臣の方から御答弁の必要がないと思はれるような部分については、説明員をして当らしていただいてもよろしいと思ひますけれども、そのように、一つ御配慮をいただきたいと思ひます。

ただいまの御説明によりまして、輸出入取引法の意匠協定ができない業種の貨物が、特定貨物となることはわかつたわけですが、そのような協定ができない業界といへば、おそらく思想統一の困難な業界であらうということ、想像にかたくなくないと思ひます。で、そういうところで、意匠センターのような認定機関の適当なものがあるかどうか、それは、はなはだ疑問だと思ひます。認定機関となる機関は、どんなような方法でお作りになるか。

認定機関は、申請によつて指定されるのですが、その申請も、業界全体の意思ではないように思はれるのです。その点は、どうですか。

こうなると、認定機関のごとき、登録認定を行う強力な機関が、政府の意思によつて生れる結果になるのではなからぬか。一種の官僚統制とでもいうようなものでござつて、アウトサイダー規制に近いものになる危険性があるのではないかと思ひます。輸出入取引法のアウトサイダー規制でおやりになつても、それは、結局は同じじゃないかという感じがするのですが、その点、いかがでございますか。

○国務大臣(高橋達之助君) こういうふうな思想統一をしないような小さな業者が多いと思ひますが、それをよく指導して、大きくしていかなければならぬ。こう思つて、大きくしていかないと、従ひまして、そういうふうな小企業者の認定機関を作ります上におきましては、御説のごとく、政府は、ある程度これを指導していかなければ、なかなかできないかと思ひますが、その結果、これは官僚統制に陥るといふふうな御心配は、私は、当然だと思ひます。一応、そういうふうな認定機関を作り、思想統一をさせて、その仕事がよくなつて、自主的にできるものにしていきたいと思ひます。

○島清君 これは、意匠登録がなされている場合、本法において二重にデザイン登録を行うことになるわけですね。そういう場合の実益は、どこにあるのですか。私は加えて本法の登録

の効果は、一体何か登録した場合と、登録しない場合との一体、相違は、どこにあるかというふうな疑問が起つてくるわけですか。

こういう疑問に対して、簡単に、一口に御答弁願ひたいと思ひます。昨日もちょっと御説明申し上げたかと思ひますが、意匠法による登録の方は、はっきりいたしました権利でございます。それで輸出品デザイン法におきまします登録の方は、これは権利ではございませんで、ただ輸出をするか、しないかというための行政的な処分に過ぎないわけでございます。

その意味で、この法律を運用いたしましたも、あくまで意匠法とか、実用新案法によります権利は、そのままで、侵害いたしました場合に、訴訟損害賠償という形で権利を争わなければならぬ。ところが、輸出の場合には、そういう処置をやっておりまして、ほとんど一月か、二月で勝負が実際の方についてしまふから、事前のチェックをやりたいというのが、この法律でございます。一番端的には、事前チェックができるか、できないかという点が効果的に變つておる、非常に違つております。

○島清君 デザインの盗用防止のための認定をやるに際して、本法が成立すれば、通商大臣のやる場合と、それから認定機関のやる場合と、それから自主協定によつてやる場合と、三つが考えられるわけですか。そういう場合に、通

商大臣が国の機関として実施をした場合、業者の負担は、少くなるのですかね。それから認定機関が実施をすれば、国の補助があるのですか。ところが、自主的な意匠協定で行えば、全部が業者の負担になるというのですか。

もしこういうことがあれば、業者としては負担する費用の少いことを当然、これは望むわけですから、自主協定でできる場合でも、認定機関になつた方がよろしいわけですから、それを選ぶわけですか。場合によれば通商大臣にやつてもらつた方が、金がかからないと考えるかもしれぬわけですね。そういうすると、自主協定というものが望ましい姿であるとするならば、認定機関だけでなく、そのほかの意匠センターにも、相当の援助をして育成するという方向に持つていくべきだと思ひます。

で、通商当局の方針と、それに対する具体的な対策というものは一体どういふふうになつておりますか。また、ついでに三十四条の認定機関に対する国の援助等は、どういふものを示すか、これについても、あわせて一つ御説明を願ひたい、こう思ひます。

○説明員(日高準之介君) この通商産業大臣の行います登録認定につきましては、これは、本来の認定機関がございませんとときに限つて例外的に指定をやることになつております。従つて、実際上の運営といたしましては、指定をいたします前に、実際の業界とよく打ち合せをいたしまして、大体認定機関によつてやるという建前でございます。従つて、通商大臣が行います登録認

定は、ほとんど実際上はないというふうな御了解をいただけてござつたと思ひます。

それから、なお今の経費の関係でございますが、認定なり登録についての手数料は、これは認定機関の場合も、通商大臣の場合も、同様でございます。ただ、この認定機関に対する援助の点でございますが、この援助につきましては、これは本法による認定機関であるか、あるいは自主協定によります機関でありますか、その区別によります。区別によりまして、これは、まあ別の見地で、デザインの奨励なり、あるいはデザインの保全という建前で補助をやつて参りますことになりまして、その補助のために、特に認定機関を希望するものがふるとか、そういうことはないといふふうな感じでございます。現在、昭和三十三年度なり、三十四年度の予算におきましても、雑貨センター、繊維、意匠センター、陶磁器センター、それぞれに対して補助金を出してあります。

そういう状況でございますので、補助金の関係、援助の関係と業界の負担というものは、直接関係はないといふふうな御了解をいただきたいと思ひます。

○島清君 これは、あとで修正意見を出したいと思つておるのですが、この法案の中に、二、二カ所に、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律が引用されておるのですか。これは、いふまでもないのですが、輸出入取引法が、今国会でそのような法律になり、そう改正することを前提として、改正されたあとの名称を使用しておられると思ひます。

しかし、これは御承知の通り、輸出
入取引法の一部を改正する法律案はな
かなか、そうたやすく通りそうもな
いのです。また、われわれもこの法案
について、全面的に賛成というわけ
でもないわけです。この問題は、しばら
く輸出取引法に戻して、改正案なり
の成り行きを見られることが至当のよ
うに思うのですが、大臣は、どのよう
にお考えでございませうか。

○國務大臣(高橋謙之助君) お説の通
りでございます。これは輸出取引
法が、これが通過しなかつた、成立し
なかつたという場合は、これは修正を
加えていただくということになってお
るわけでありませう。

○島清君 認定機関の指定の条件です
が、これは、なかなか厳格なようなん
です。第二十二条には、これが七項
目に分けて明記されているのです。ね。
その第一は、必要なる資料を持って
いること、特許庁の意匠課の資料や
図書館などを私は視察をしたのです
が、その資料を整備することは、な
かなか大へんな仕事のような気がする
のです。

従つて認定機関として申請してくる
際に、これらの資料が、いまだ十分に
整つておらずに、不十分なままに出発
するのではないかと、いろいろな心配
があるわけですね。さしあたりは、ま
あやむを得ないと考えられておるの
かどうか、そういう場合に、特に外国の
工業所有権、デザインを十分に記録し
てない、認定の誤りであるとか、ない
しは登録の誤りを犯す危険がありやし
ないか、支障があるのではないかと、
こういうふうな考えられるのですが、
この点についてはどのように御説明願

えるのでございませうか。
○説明員(日高準之介君) この登録を
いたします、指定をいたしますに当り
ましては、できるだけ事前準備を十分
いたしまして、いろいろ資料とかそ
ういふものが、ある程度整つた上で指定
をし、発足をするというふうに進める
つもりでおります。

なお法律上におきましても、本法の
施行は、公布の日から六カ月の期間を
おいております。その間に、たゞいま
御指摘のありましたような準備は、で
きるだけいたすということにいたして
おります。

それからなおこの指定をいたしまし
てから後も、特許庁の關係の工業所有
権關係の資料とは、必ず連絡をいたし
まして、なお、こちらの登録資料は、
特許庁の方に連絡をするというふうな
手段を講ずるといふことにいたして
おります。

それから、なお、たゞいまお話の外
國の資料でございますが、これは確か
にお話の通り、万百の外國のデザイ
ン、全部集めるといふことは非常に困
難でございます。これはできません。範囲
でやるといふことにならざるを得ない
かと思ひます。

たゞ、これも非常に著名な、特定の
デザインというふうなものにつきまし
ては、これは当然極力手続を尽しまし
て、集めるといふことにならざるかと存
じます。

○島清君 それは、本法案が成立した
場合、登録申請と特許庁への登録出願
が出された場合、本法の登録決定の方
が、特許庁よりは、はるかに早くなる
ことは、これはまあ理の当然ですが、
特許庁の決定と違う場合も考えられる

わけですね。
と申し上げますことは、第一に、デ
ザイン登録が行われた後に、意匠登録
が拒絶された場合、第二にデザイン登
録がなされた、意匠登録がなされてお
るというふうなことがあり得るかもし
れないわけなんです。考えられるの
ですね。そのおのおの場合について、
この矛盾は、どうやって一体調整され
るといふふうにお考えになるか。

それからそういう場合に、輸出の認
定が伴つておれば、損害賠償を要求し
たくなるかもしれないが、だれを一体
相手に、どこにそれを訴えることにな
るか、その救済はどうするかというよ
うな問題が起つてくるかと思ひます。
それについてはどのように御説明願
えるのでございませうか。

○説明員(日高準之介君) 第一の、特
許庁の登録と輸出品デザイン法との登
録のその点でございませうが、これは、
いろいろの場合がございませうが、第一
の場合といたしまして、特許庁で、た
えば甲の人が、特許庁に申請をいたし
ました場合に、そちらは、他人の登録意
匠に類似しておるといふことで登録に
ならなかつた。ところが、それをこち
らの輸出品デザイン法の方では、他人
の登録意匠とは類似をしてはいないと
いう理由で、かりに登録をしたという
ケースがまず一つございませう。この場
合は、輸出品デザイン法によりまして、
四十一条に異議の申し立てという規定
がございませうが、これによつて特許庁
で、本来意匠権を持つていた人は、こ
ちらに登録をされることによつて、も
し輸出を行われれば、自分の権利が侵
害されたといふことで、異議の申し立
てができるわけでございます。それに

よりまして、認定機関は登録を取り消
すという形になります。
それから第二には、特許庁では、公
知の意匠であるといふことで登録をい
たさなかつた、ところが、こちらの認
定機関で、その点は公知ではないとい
うふうな判断をして登録をしたとい
う場合がございませうが、この場合には、
公知意匠でございませうと、だれでも使
えるはずで、意匠法によれば、だれで
も使えるはずでございませう。従つて、
ある人が、本来だれでも使えるはずの
ものが今度は、こちらの法律で特定の
人しか輸出できないではないかとい
う。また不満を持つてくる、これもまた異
議の申し立てができるということにな
りますが、その場合も、大体こちらの
法律で判断をいたしまして、やはりこ
の場合も、取り消すということになる
かと存じます。

それから今度は逆に、意匠法の方で、
特許庁で他人の登録意匠ではないとい
ふことで登録をいたしました。それで
こちらで、この認定機関の方は、これ
は他人のものに類似をしていとい
ふことで登録をしなかつたといふ場
合、この場合は、当然特許庁で登録を
された人の方が、もし他人が……こ
ちらで、輸出をする権利を侵害される
わけがございませうから、やはりこれ
は、権利侵害の異議の申し立て、これ
は、この場合には、特許で登録され
ますと同時に、この輸出品デザイン法
の認定機関の方に特許の公報がすぐ回
ることになりますので、ここで、先に
いたしました登録を取り消すとい
う形になります。それから、なお特許
庁で登録を申請した人は、また、こ
ちらの方の認定機関に、自分で再申請

をいたしますれば、こちらで、また登
録をされるといふことで、この場合
は、いずれの場合におきましても、
特許庁で登録を受けた人が、優先的
にこちらで守られるという形になり
ます。

それから次に、そういう場合に、本
来登録をすべきでないものを登録をし
た、そのために権利の侵害をされた
といふふうな場合に、認定機関の責任が
どうかという問題でございませう。この
認定機関の行為は、先ほども申し上げ
ましたように、権利の設定ではござい
ません。ただこれは、行政処分である
かどうか、この点は直ちに……行政処
分でございますと、国家賠償法の対象
ということになるわけでございます。こ
が、行政処分であるかどうかというこ
とは、若干疑義がございませう。それ
で、一種の行政処分といふふうな考
えられます。ただ行政処分といつしま
しても、国家賠償法では、故意、過失
によりまして他人の利益を侵害した場
合といふ条件がございませう、それか
ら行政処分では行政処分でない場合に
おきましては、これは民法七百九条の
不法行為の適用になりまして、これ
も、この場合におきましては、故意ま
たは過失で他人の権利を侵害したとい
うことになりませうので、従つて損害賠
償の対象としては、民法の場合には、認
定機関が被告にはなりません。故意ま
たは過失の権利侵害という事実がござ
いますれば損害賠償の責めに任ずる、
そうでない場合には、責任がないとい
う趣旨になります。

○島清君 今の、若干質問と関連をす
るわけでありませうが、意匠登録とデ
ザイン登録とが、別人によつて先願、後

六

願の関係が起り得ると思うのです。その場合のことについて聞きたいわけですが、意匠登録を出願している間に、だれかほかの人が、同じデザインのものを出願した方が登録の申請をする、この方が、かえって早く登録決定になるのです。今の特許庁の審査能力では、そういうことは当然に考えられる。その後、特許庁の方へ意匠が登録されるようなことがあると、認定機関へ登録したデザインはどうなるのか、取り消されるのかどうか。

またこういう事態が起らないように特許庁と認定機関との間に、先願の關係の連絡をすることは考えられるか、考えられないか、検査機関とだけは連絡するが、これは三十三条ですか、特許庁との關係はどうなっているかその御説明を願いたいと思います。

○説明員(日高準之介君) 第一の御質問でございますが、これは、その場合におきましては、この法律で、第十一條におきまして、登録を受けましたデザインが第三條の第二項第一号から第三号までに該当するに至ったというのがありますが、その第三條の第二項の第二号に、「他人の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザイン」というのがございます。従って今の場合には、認定機関で一応登録をいたしましたも、そのあとで、出願中の意匠が登録になった場合は、この条項によりまして、登録機関が、その登録を取り消すということになるわけでありまして、それで第二の御質問の特許庁との連絡でございますが、この条文にもございませぬ通り、認定機関では、特許庁に登録をされております資料は全部特許庁から回してもらいまして、全部こちら

に保管をするという建前をとっておりまして、その点につきましては、密接な連絡が保持できるかと思ひます。ただ出願という場合は、これは今のようないくつかのケースが起りまして、これはやむを得ないのでございませぬが、登録になりました場合は、必ず全部認定機関の方に連絡をするという建前をとっております。

○島清君 どうもやはり、こういったような、当然予想される問題について、やむを得ないだろうというように御説明は、大へん不十分です、説明としては、一応割り切つてしまわないと、そういうことの事態が発生しても、やむを得ないだろうという御説明だとすると、やはり、そういう場合の解決のかが、この法律の中に、明確であるということでないか、はなはだ困るのじゃないですか。

○説明員(日高準之介君) これはやむを得ないと言ひましたのは、実は、特許庁の方へ登録の出願をやりております場合は、これは権利として、まだ全然確定してありませんで、登録によつて初めて権利が確定するわけでございます。それから輸出品デザイン法の方にございませぬ、ここで登録をされましては、輸出をそこで認める、認定によつて認めるという効果が出るわけでございます。従つて権利の關係は、あとから追求はできるという形で解決をいたしますが、この権利として確定をいたしております前の段階におきましては、これは決して、まあ侵害にも何にもならないわけでございますので、これは、まず出願中の人の権利を、別に侵害したということにはならないわけでございます。

○島清君 これはついでに、非常にこまかいことなので、大へん恐縮なんです、同日に二つの同じデザインの登録の申請があったとする場合、またあり得るわけですね、本法案では、くじにより決定する、こういうことですね、ところが、意匠権の場合は、両者の「協議ニ依り」ということになっておる。そこで協議が整わなければ、なかつたものとされるんです、實際問題としては、あるいはあり得ないかもしれませんが、しかしながら起り得ることは予想されるんです、で、万一協議が整わなかつた場合、本法案では、登録取り消しとするのか、そのまま登録しておくのか、そのまま登録ということになると、くじに勝つたために、十五年間の輸出を占有することになるんです、そういうふうに見えるんです、それ、それは一体どうなんでしょうか。さらにまた、もう一点、登録の有効期間の更新は申請によつて自動的に十五年間まで許されるのか、それとも更新申請に際して、認定機関は再登録拒絶をすることができるとか、その点を御説明を願ひたい。

○説明員(日高準之介君) この第一の御質問でございますが、この輸出品デザイン法の趣旨をいたしまして、これは、輸出取引でございますので、できるだけ早く問題を解決する必要があると、ございませぬために、意匠法におきましては、協議をいたしております、それが、協議をいたしております、その数カ月の間に、もう問題が進んでしまふという状況になりますので、この処置の敏速を期しますために、くじにもよるといふことにはいたしたのでございませぬ。従つてそういう場合にはやは

りくじに当りました人が、一応登録される、そして認定をされるという形になる。

それから次に、更新の十五年の場合に、更新のたびごとに、また審査をするかどうかという御質問でございますが、この点は、更新申請がございました場合は、十五年間は、無条件に更新を認めるといふことになっております。

○島清君 まあ本法の登録の有効期間の切れたデザインは、すなわち十五年を過ぎたものは、特定の者が使用するものとして、国内で広く認識されているデザインを解釈されるのか、それとも、だれでも認定を受けられるデザインとして解釈をするのか、この問題は、次のようなことが考えられると思ひます。

すなわち十五年間、デザインを独占して用いていると、そのデザインについては、これを登録しているものが、常に用いているものであることを広く認識されることになることが多いと思ひます。そうすると、更新登録はできないにしても、第三條第六号によつて特定の者の使用するデザインとして、第三者の登録は許されないことになるわけですね。永久に独占使用できることになると、もうだれでも使つてよいデザインになるのであれば、第三條第六号の特定の者は、登録しないでおけば、永久に他人がまねることができないで、事実上独占できることになつておるわけですね。本法による登録などをすると、かえつて、十五年間だけの独占権になつてしまふことになるのですか。これは、どのように解釈されますか。

○説明員(日高準之介君) 登録をいたしまして、これが十五年続くとした場合におきまして、ものによりましては、これを非常に大量に輸出するということではなくて、二年に二、三回輸出をする場合、少量あるいは回数が少く輸出されるケースもあるわけでございます。そういう場合には、十五年間続くことによつて、必ずしも一般に、これが特定の者の使用するデザインであるというふうな周知の状態にならない場合もあるわけでございます。そういった意味で、この十五年間経過いたしましたも、必ずしもたゞいま御指摘の、第三條第六号のデザインというものはなりませんというふうな考えをしております。

○島清君 二十四条によつて、認定機関に審査の義務を課しかつ遅滞なく審査しなければならぬと規定してあるのです。

これは、重要なことだと思ひます。輸出は、船積みなどの關係から迅速に行わなければならないということ、今、たびたびの御答弁にもあつた通りなんです、従つて、ここに遅滞なくというの、大体、どれくらいの日時を予想しておられるか。特許法の審議に際し、最も重要視されたのは、意匠も含めて、工業所有権出願の審査が非常におくれているということだつたのです。今回デザイン法によつて、認定機関が特許庁の二の舞をするようでは、デザイン法によつて、わが国の輸出はかえつて阻害されることになると思ひます。従つて登録または認定等に要する概略の日数ですね、そういうものが、やっぱり明確にならないと、本法を制定をして、輸出の振興を

はかるという事は、言うべくして、実際には期待ができないのではないかと、こういう懸念がないでもないわけですね。

それに基づく質問なんです、それに對して、御説明を願いたいと思ひます。

○説明員(日高準之介君) 現在自主協定でやっております繊維、陶磁器というような例を見ましても、登録の場合には、大体一週間程度、それから認定—

実は、認定には二通りあるわけなんです、ございますが、作ります前に、他人のものをまねたという事で、あとでチェックをされては、非常に損害が起りますので、作ります前に、こういうデザインでどうだろうという、そのデザイン、紙に書いたデザインで認定を受けるという事が一つ考えられます。その次は、今度はできました品物、現物を出しますときに、これは登録デザインとその現物が、間違いがないかという認定と二つございます。

それでその最初のデザイン紙のデザインで、こういうデザインのものを作りたいというふうな認定の場合は、せいぜい三日ぐらい、それからあとの現物を出しますときは、陶磁器その他におきましても、大体一日ないし三日という程度でございます。

それで本法におきましても、大体、その程度の日数を予定いたしておりますが、特に、特許庁の場合と若干違いますが、その物の品物別に、非常にこまかく指定をいたしまして、それによって、この専門家の審査員を選ぶという建前としたのですが、むしろその指定貨物につきましては、かなり経験者が、それに

当るといふことになっております。そういう事情で登録につきましても、やはり現在やっておりますと同じような程度の日数になります。

それから特に品物を出します場合の認定につきましては、これはできるだけこの輸出検査の段階で検査をやりますと同時に、それをいたしまして、ほとんど認定のために日数を要するといふことがございませぬように運営をして参ることにいたしております。

○島清君 たいま御答弁と関連するわけですか、デザインの審査には、一休何人が当るかということですね。関係業者にとつて非常な重大な利害関係を持つて居るのです。二十二条の二号で、この審査人の資格を省令で定め、二十八条でその任用、解任について、通産大臣の認可が効力発生の要件となることを定めて居るわけですが、その省令は、意匠法の審査官を定める政令に準ずるものであるかどうか、具体案があれば、それをお示しをいただきたいと思つて居るのです。

○説明員(日高準之介君) これは、現在繊維なり陶磁器なりの意匠センターでございますが、そのセンターにおける審査人においても、かなり厳格な資格要件を定めておまして、大体、その概要を申し上げますと、たとえば学校教育法によります大学、あるいは旧専門学校校令による専門学校で意匠に關する科目を習得をして、しかも戦後、一年以上専門の意匠について、業務の経験がある者、あるいは高等学校、中等学校の卒業の場合には、この経験年数を二年以上にいたしますと

か、まあ、そういうふうな学歴なり業歴につきまして、かなりの学歴なり業歴を要求してしております。本法におきます審査につきましても、やはり同様な、それに似ましたような条件を定める予定にいたしております。

○島清君 認定の手数料についてですが、先ほども、若干触れられたようですが、四十二条で、輸出価格の千分の三以内となつて居るのです。手数料でございませぬから、税金と異なつて負担能力によつて定めるわけではなく、認定の難易ですか、容易であるかむずかしいかによつて、その手数料の額がきまつてくるものと思つて居るのです。従つて品物によつては、その差異はつくものとして解釈してよろしいかどうかです。また実際には、千分の三以内でどのくらいに決定されるものが多いと思ふかどうかです。

また、特定貨物を輸出しようとするば、だれでも申請料を払い、認定されないときでも、返却をされないのかどうか。中小業者にとつては、それでなくても、いろいろの名目で各省への手続が必要であり、その上デザイン法が加わるといふことになると、その手数料の額からいつても、これは無関心ではいられないと思つて居るのです。輸出秩序の確立のためとか輸出振興のために考えられた便法が、費用と手数数の繁雑を来たすことによつて、かえつて中小企業の輸出意欲に水をさすような結果になりはしないかということも考えられるわけですね。

で、その辺のことを、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(日高準之介君) 手数料につきましては、たいま御指摘の通り、ことに雑貨の輸出業界におきましては、負担の問題がむしろ非常に批判の

対象になつております。その点にも、十分考慮いたしまして、この手数料の額といたしましては、大体コストと業界の負担能力というものを勘案いたしまして、それぞれ政令で定めることになつておりますが、大体、現在の意匠センターの額を例までに申し上げますと、雑貨におきましては、認定の手

料はFOB価格の千分の一、それから陶磁器につきましては、非常に仕向国別にきまつておまして、一定いたしてございませぬが、おおむねFOB価格の万分の六、そのほか特別手数料というふうなものを取つております。それから繊維は、少し基準が違ひまして、一ヤール当り二銭、ただし一件六十円を最低とするというふうなきめ方でございます。そういう点を基準といたしまして、現在、これは個々の品物によつて異なるかと思つて居るのですが、認定手数料としてはFOB価格の万分の六、七程度ではないか、大体、千分の一以下というふうな考へておられます。

なお、認定を受けましてから、輸出をしなかつた場合に返却されるかどうかという問題でございませぬが、これは、認定の手数料という建前でございますので、認定を受けました以上は、輸出をされませぬ場合でも、これを返却するといふことはございませぬ。

以上でございます。

○島清君 特許庁と認定官庁が、非常な似たような登録事務を行なつて、それでおかつ、はるかに早く登録を行なう、認定機関の登録よりも、特許庁の登録の方が、権利も生じて、権威があるのだから……認定機関は、特許庁と十分の連絡を保ちながら、やっぱり誤まつた登録をしないように努めなければならぬ。これは当りまえです。それで通産省としては、本法の運用については、特許庁とどのような話し合ひを行ない、そして協力態勢をおとりになつて居るか。

これは同一省内のことでありませぬから、密接な連絡がとられておると思ひますけれども、この際一つ、その両者の關係について、本法が成立した場合の、こういった問題について、心配をしておられます業者に安心感を与えなければなりませんので、そういう建前からいたしまして、一つ十分に、国民が納得のいくように御説明を願ひたい、こう思つて居るのです。

○説明員(日高準之介君) 特許庁の方で、特許なり、実用新案なり、意匠な法によりまして特定貨物についてそういう権利の設定がございました場合に、必ずこちらに連絡をするということにいたして居ります。従つてこの各工業所有権關係の公報は、必ず特許庁から、この認定機関に送付いたします。

それからまた、外国の工業所有権につきましては、ガセットがございませぬが、これは特許庁の方にございませぬが、これは認定機関の方へ回してもらいます。それからなお認定機関の方で登録をいたしましたデザインにつきましては、これは必ず特許庁の方へ連絡をとるといふふうな形で、この登録デザインにつきましては、常時緊密な連絡をとりまして同時に、この認定機関の審査官につきましても、できるだけ、その技術指導を行うというふうないたしました。この認定機関の審査機能につきましても、十分そのないようになり、かように考へておられます。

○島清君 私は、この法案に対しては、もつと質問を申し上げたい点もあり、こまかいことは、まあたくさんあります。大体、私が明確にただしておきたいと思つておりました若干の点は、ただいま御説明をいただきましたので、きょうは、この程度にとどめたいと思つておりましたが、私の疑念といつたしておきます点と、さらに政府の説明を承わつておりました、大臣も、当初からお行儀よく聞いていたでおられますので、この法案の持つておられる幅といひますか、が伸縮自在、非常に広い、そこで、これを運用するに当りましては、この法の運用者が、よほど善意に、そうしてその能力が豊かな者でなければ、まかり間違つと、この法律の趣旨とするところと十分な効果を期待することはできなくなるばかりじゃなくして、逆に、いろいろな問題が発生してくるのではないかと、こういうような御懸念もお感じになつたと思つておられます。

私もまあ、そういう面では、いろいろのこまかいことを御質問申し上げたわけなんでしょうが、そのことについて、大臣から一言、私たちが懸念しておりますような問題、業者の諸君も安心のことができるようなことについて、一つ、ソルの一声で御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は、この法案につきましても、根本的に考へておきますことは、現在の特許庁の機能が、非常に迅速にできれば、これは一番いいと思ひます。——特許庁の機能が、迅速に解決できれば、ところが、今のところ、一つの意見を登録するに

しても、六カ月、七カ月かかる、これでは、急速に間に合はぬ、輸出の方の問題も急速に解決しなければならぬと、こういう点であります。急速に解決するところには、そこにまた、あやまちが起りほしきかというところも考へなければならぬ、こう思うわけであり、ですから、できるだけ終始一貫、特許庁とこの認定機関とは連絡を密接にいたしまして、なるべく早く実行すると同時に、その早い実行を誤りないやうに期していきたく、こう存じておられるわけでありませう。

○上原正吉君 二、三箇条にお尋ね申し上げたいのですが、この輸出品デザイン法と、それから意匠法とが密接に関連するわけだと思つて、意匠法による意匠登録の効果は、国内にしか及ばないと思つておられます。

従つて、日本国内で意匠権を持つておるその意匠権を侵害するかもしれないやうな商品を作つたとしても、これを国内で販売されない限りは、その意匠権を侵害しようがないと思つておられます。意匠権者は、その権利を侵害されたと主張できないかと思つておられます。この点は、どうですか。

○説明員(日高準之介君) お話の通りでございます。意匠法におきましては、国内における取引を制約いたしません。従つて、輸出につきましては輸出品デザイン法で、そういったものを防止することが可能かと思ひます。ただ、実際問題といたしましては、輸出をされます以上は、生産者から、何らかの形で生産の段階があるか、あるいは国内で販売の段階があるかという問題があるというところは、事実問題として、ほとんど国内で、その販売行為

というものがあつて輸出されるというものが大多数じゃないかと思ひます。その場合は、デザイン法で認定を受けるとによりまして、チェックをされるということが大部分でございませう。一方、デザインの登録でない場合において、一方で、意匠法の侵害があつたという場合は、国内の取引に関する限りは、意匠法による追求もできないやうなことになると思ひます。

○上原正吉君 そうしますと、メーカーが自分で、直接、みずからの手で輸出を行わない限り、日本国内で、外国のバイヤーなり、あるいはまた日本のバイヤーなり、販売行為が行われれば、これは意匠権の侵害だ、こういうことになるわけですか。

○説明員(日高準之介君) そうです。○上原正吉君 そこで、この法律を施行するに当りまして、外国の製品の模倣品を輸出されることが、日本の品位を落し、かつ信用を害するから、これを防止しようと思つて、この法律の目的だと思つておられるのですが、そうすると外国において、意匠登録がされていようがないが、商標登録がされていようがないが、外国に相当に販路を持つておる外国品の模倣品を国内で作つて、そうしてそれを、輸出するということ防止しなければならぬ、そうなるかと、外国において、どういふ品種について、どういふデザインのものが盛んに売れておるかということ、このセンターですか、登録したりする役所は、全部これを知悉していなければ、十分な機能が發揮し得ないと、こゝうなると思つておられます。大へんなことになると思つておられますが、実際問題として、どのように運用なさるつもりか、

その外国で販売されておる商品のデザインというものを、どういふものがあるかということ、どうして周知し、どうして知悉されるか、それを承わりたいと思ひます。

○説明員(日高準之介君) ただいま御指摘の点は、一番困難な問題でございまして、まあ外国の品物について、あらゆるデータを集めるといふことは、これは、ほとんど不可能でございませう。従つてこの認定機関でございませう、また場合によりまして、いろいろな補助なり、そういつたことできまます範囲で、資料を集めるといふことになるかと存じますが、まあ大体、多く、非常に広く取引上問題になりますやうなものにつきましては、それぞれ専門家を呼びました認定機関でございませう、そういった専門知識を通じて集めるといふことになると思ひます。

ただ、これはあくまで限られた範囲でございませうから、外国の場合におきましては、まず、一回侵害行為が起つたやうなことをつかまえて、それを今後、主として防止をしていくということに、どうもなりがちではないかと思ひますが、どうもこれは、能力の限界がございませう、そういうことであります。

○上原正吉君 そこで、非常に困難な事業ですから、輸出される商品が、外国品の模倣であることがわかつておるのに製造するやうなことを禁止する法律を作る、たとえば日本国内で、いい印章などは、同じものを作るというところは、どこの印章屋にもなるといふやうに、サンプルを見せられて、これと同じものを作れといふ

ふうな注文に依つて作つた者は、罪になる、こういうふうなやつた方が、手間が省けて実効が上がるのじゃないかと思つておられますが、そういうことをお考えになつたことがありませうか。

○説明員(日高準之介君) これは、国内で工業所有権法に基きます権利でございませう、この法律によりまして規制されておられますので、この点は、救われるかと思ひますが、そういふ、はつきりした権利になつておらず、せんものにつきまして、それを法律で、製造の禁止をするという点は、どうも、私ちよつとはつきり自信をもつてお答えできませんが、憲法上も疑義があるのではないかと、いふやうに考へておられます。

○理事(大竹平八郎君) 速記とめて。(速記中止)

○理事(大竹平八郎君) 速記起して。

○阿部竹松君 このデザイン法についてですが、それに関連して、このデザインのあり方について、イギリスでも、フランスでも、南アメリカへも、あるいは北アメリカへも、十人も二十人も、とにかく商社なり政府が、人間を派遣して、その土地にマッチするものを研究するのでせう。日本政府は、そういうことを全然やっておらぬのです。政府は、全然お考えにならぬのですか。

○国務大臣(高橋達之助君) このデザイン法等は、非常に深刻な問題になつて参りましたものでありますから、今回ジェトロの機関を十分働かせまして、その地方に適するデザインというもの、あるいは侵害の危険のあるやうなデザインといふやうなものにつきま

しては、よく報告をとることになっておるわけでありませう。

○阿部竹松君 　そう、大臣はおっしゃいますけれども、私は、この法案に関連して、ジェットロのそれのお立場の人に聞いてみたら、大臣の御答弁のようになつていないわけですか。そんなんですよ。ですから、そういうこと、どうですか。大臣は、直接その仕事を担当しておられるわけではないから、振興部長さんですか、もし、そういうことをやっておるといふことであれば、具体的に例をあげて一つ承わっておきましょう。

○説明員(日高準之介君) 　デザイン今の海外の調査等につきましては、まずジェットロにおきまして、毎年産業意匠の研究所というもので、海外の学校でございませうか、あるいは、いろいろ意匠の研究所でございませうか、そういうところには派遣員を出しておられます。

それからなお、デザインの研究につきましては、通産省所管の産業工業試験所、あるいは工業試験所におきましても、留学生を派遣をいたしましたり、そういう措置をとっておりますし、それから、さらにこの試験所の方におきましては、これは海外の専門家のデザイナーを招聘をいたしまして、国内に、そういう新しいデザイナーの奨励をやるということをやっております。それから、なおジェットロにおきましては、次に、この内外の優秀見本を、それぞれ集めまして、そうして国内の模倣防止なり、あるいは優秀なデザイナーの奨励という事業をやっております。それから第三には、これは、今年度

三十四年度からいたすわけでございますが、やはりこれは、米園からでございますが、専門のデザイナーを数人、これをグループにして呼びまして、そして国内の各地を回りましたりして、その製品、あるいは新しいデザインのものを運び出させます。そして従来、それをただ選ぶだけにとどまっております。それを、今度は、それを生産の世話から、あるいはそれをジェットロで買取りまして、アメリカで展示をいたしまして、さらにそれを専門の卸業者にルートをつけるというふうな一貫した措置を、三十四年度におきましては行う予定になっております。

それから第四には、国内の優秀のデザイナーを奨励いたしたために、国内での優秀デザイナーを常時展示をいたします。そしてそこに展示をされたものは、これは日本の中で優秀なデザイナーであるというふうな形をはつきりいたしまして、海外にも、それを宣伝いたします。また国内のデザイン意欲の高揚に努めるといふことで、これも三十四年度で、新たな予算を計上した次第でございます。

ジェットロで行なっておりますデザイン関係の積極的業務といたしましては、まあ、以上のようなことをやっておりますが、そのほかに、先ほど申し上げました、通産省の所管の試験所におきまして、そういうデザイナーの指導をやっております。それからさらに、現在までにございませうが、政府直接の事業ではございませうが、繊維の意匠センター、あるいは陶磁器の意匠センター、それから雑貨の意匠センターにおきまして、それぞれ輸出市場向きの模様なりデザ

インの研究でございませうか、そういうふうな事業をやっておりますが、それに対して、政府から若干の経費の補助を出しているというふうな形で、積極的業務をやっております。

○阿部竹松君 　あなたは、通産省から海外へ留学生を派遣して研究させているとおっしゃったけれども、大体、今申し上げた通り、外国では、五年も十年も、それぞれ現地へ行つて、その現地にマツチするものとか、それぞれの国に派遣して、長いこと行つておつて、その土地柄から、人間の慣習まで研究するわけですか。日本の政府は、留学生とおっしゃるけれども、わずか半年か三カ月の見学出張のようなものですか、これは、全然ものにならないわけでありませう。

それから、ジェットロの方でやっておりますと言いますが、これは部長も知つておられる通り、わずかの金額で、わずかの金額の利子で、とにかくおやりなさいというふうなことで、中身はそういう……。たとえば理事長にしても、杉さんがやっておりますが、杉さんは、大阪です。大阪から東京まで来てやられますと、あの人は、なかなか膨大な仕事をされている人ですから、なかなかうまくいきませぬぞ、それを考慮しますという御答弁があったが、考慮しておらぬ。もちろん理事長は、農林省からも、運輸省からも、通産省からも、大蔵省からも来ておられるようですね。ところが、お金がなくって半身不随です。あなたがおっしゃつたのは、単なる国会答弁だけで、法律をたたくんですよ。そんなことにならぬですかね。

○説明員(日高準之介君) 　確かに、た

だいま御指摘の通り、デザイナーの派遣とかいうようなものは、かなり日本では、期限が限られておりましたが、非常に短かいのでございませうが、ただ、これも、ただいまお話しした通り、やはり経費の限度もあるわけでございます。その範囲で……。そのほかジェットロといたしましては、別に恒常的な駐在員といたしまして、市場調査員でございませうか、あるいは約六カ所にトレード・センター、そういうようなものを置いております。

従つて、そういう機構を、できるだけこの三十三年度からはジェットロの外国支部というふうな形で、総合的に運営するように徐々に指導をいたしておるわけでございます。従つて、このデザイナーの向上というふうな問題につきましては、もういろいろ海外の常駐の出先機関をできるだけ総合的に動かすという形に、現在指導をいたしておる途上でございますので、ただいま御指摘のような方向に考えておられます。

○理事(大竹平八郎君) 　速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(大竹平八郎君) 　速記を起して下さい。
他に御質疑はございませぬか。――
ないようでございますから、これをもって質疑を終局し、討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鳥清君 　私は、本法案に、わずかに一点について修正を施して、その修正部分を除く原案に賛成したいと思つております。この修正案につきましても、各派の理事の諸君ともお話をいたしましたして、合議の上、ここに提出

する次第でございまして、皆様方のお手元にお配りを申し上げておりますが、ここで朗読をさせていただきます。

輸出品デザイン法案に対する修正案
正案
輸出品デザイン法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項及び第二十一条第一号中「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」を「輸出入取引法」に改める。
以上、簡単なものでございませう。修正の理由は、質疑の際にも申し上げましたが、輸出入取引法の改正案が、今国会に提出をされておりますが、その改正案が通過するといふ前提のもとに、ただいまの輸出品デザイン法案が出されたために、輸出入取引法というべきところが、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律という法律案になつておるのでございませう。ところが、輸出入取引法の改正案は、衆議院において、審議が進んでおりませんが、この際、本法案に援用している法律の名を、現行の輸出入取引法に戻しておきたいと思つてございませう。修正案は、以上の通りでございませうが、何とぞ、御賛成のほどをお願い申し上げます。

修正部分を除く原案につきましても、前にも申し上げました通り、デザイン盗用を防止するため、まあやむを得ない必要な処置であると思つて、賛成をするものでございませう。

○理事(大竹平八郎君) 　他に御意見もなければ、討論を終局し、採決を行います。ただいま鳥君より提出されました修正案を問題に供します。修正案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大竹平八郎君) 全会一致と認めます。よって、島君提出の修正案は、全会一致をもって可決されました。

次に、修正部分を除く原案を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大竹平八郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は、全会一致をもって修正すべきものと議決されました。なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願います。

本日は、これをもって散会いたします。午後三時三十九分散会

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は二月二十八日)

一、小売商業特別措置法案(予備審査のための付託は十二月十日)

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業等協同組合法第二十三条の三の特別措置実現促進に関する請願(第一四九〇号)
一、計量法第四十七条改正に関する請願(第一四九三号)
一、小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(第一四九四号)(第一五二四号)(第一五五五号)(第一五九四号)

一、百貨店法の一部改正に関する請願(第一五九五号)

第一四九〇号 昭和三十四年三月十三日受理

中小企業等協同組合法第二十三条の三の特別措置実現促進に関する請願
請願者 三重県津市広明町三三三 四 三重県醬油味噌工業協同組合理事長 清水 水巻良

紹介議員 齋藤 昇君
零細企業者は、担税能力の限界をこえた過重な税負担、極度の金づまり等によって言語に絶する困窮に陥ちいつているから、中小企業協同組合法第二十三条の三に規定された事業協同小組合の組合員に対する税制上金融上特別措置をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一四九三号 昭和三十四年三月十三日受理

計量法第四十七条改正に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ二六財団法人 日本厚生振興会理事長 南与之

紹介議員 岸 良一君
計量器、特に、寒暖計、体温計、農業用温度計(苗床計)は、人体の健康状態の判断又は、は種、育苗、殺菌など科学的農業経営の指針、更には、畜産経営における家畜の健康保持等に極めて重要な役割を果すものであるが、これら計量器の販売について、計量法第四十七条に販売登録をした業者でなければ取り扱えないという制限規定があるため、計量器の普及に重大なる障害を与えているから、寒暖計、体温計、農業

用温度計(苗床計)は、販売登録規定から除外し、自由販売とするよう、同法第四十七条を改正せられたいとの請願。
第一四九四号 昭和三十四年三月十三日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願
請願者 北海道室蘭市御前水町 七日本製鋼所生活協同組合理事長 星正義
紹介議員 阿部 竹松君
生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引続き、昭和二十三年制定され、戦前戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかる小売商業特別措置法案第三条、第四条による同組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わろうとしているから、同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生活協同組合の現状にありうよう改正せられたいとの請願。
第一五二四号 昭和三十四年三月十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町 大字辰野辰野町勤労者生活協同組合長 山寺敏
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同

第一五五五号 昭和三十四年三月十八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 長野県上田市大字常入 四、七二二上小地区福対生活協同組合理事長 山越岩雄

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一五九四号 昭和三十四年三月十九日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二長野県庁生活協同組合長 笠原 吉三

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一五九五号 昭和三十四年三月十九日受理

百貨店法の一部改正に関する請願
請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏

紹介議員 山口 重彦君
百貨店法は、昭和三十一年戦後唯一の小売商保護の立場を明記した立法として全国小売商の熱望と期待のうちに制定されたが、その後の法律施行状況は必ずしも実効を期するに十分な法律とはいえないから、事態の推移を

考慮し、大資本百貨店による圧迫から小売商の事業活動を保護するため、別会社主義による店舗の増設抑制とともに、少くとも百貨店がチェック販売を行うなどの行き過ぎた営業行為を規制する条項を加えるなど、百貨店法をすみやかに強化改正せられたいとの請願。

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局